

### 第3回教育委員会会議

1 日時 令和7年2月25日（火） 午後3時～午後5時5分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1 共通会議室

3 出席者

多田 勝哉 教育長  
平井 正朗 教育長職務代理者  
巽 樹理 委員  
大竹 伸一 委員  
赤木 登代 委員（ウェブ会議の方法により参加）  
長谷川葵 委員

藤巻 幸嗣 教育次長  
山口 照美 港区担当教育次長  
古川 吉隆 大正区長兼大正区担当教育次長  
福山 英利 教育監  
松田 淳至 総務部長  
松浦 令 政策推進担当部長  
上原 進 教務部長  
大西 啓嗣 指導部長  
杉本 和由 第2教育ブロック担当部長  
中道 篤史 第3教育ブロック担当部長  
板橋 清訓 こども青少年局幼保施策部長  
北吉 秀輔 大正区副区長兼大正区教育担当部長  
橋本 洋祐 総務課長  
中野 泰志 学事課長  
笛田 愛子 学校適正配置担当課長  
中川 達雄 教職員服務・監察担当課長

鈴木 朋子 教職員資質向上担当課長  
藤堂 秀和 教職員給与・厚生担当課長  
乗京 慎二 初等・中学校教育担当課長  
高野亜矢子 こども青少年局幼保施策部幼稚園運営企画担当課長  
前田 年昭 大正区役所こども・教育担当課長兼大正区教育担当課長  
甲斐 哲夫 首席指導主事  
近藤 健司 英語イノベーション担当課長

伊藤 純治 教育政策課長  
川村 晃子 教育政策課長代理  
ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第13号 小林小学校と平尾小学校の学校再編整備計画の策定について  
議案第14号 小林小学校・平尾小学校における学校再編の実施に伴う就学校の  
指定の変更について  
議案第15号 市立海老江西幼稚園の運営について  
議案第16号 審査請求に対する裁決案について  
議案第17号 就学制度の適正運用にかかる検討報告について  
議案第18号 職員の人事について  
議案第19号 職員の人事について  
議案第20号 職員の人事について  
報告第8号 学校園を通したチラシ等の配付に関する対応について  
報告第9号 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にか  
かる対応状況について  
報告第10号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第  
三者委員会の報告書について

## 協議題第5号 国際バカロレア教育について

なお、議案第18号から第20号及び報告第10号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、協議題第5号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

### （4）議事要旨

議案第13号「小林小学校と平尾小学校の学校再編整備計画の策定について」及び議案第14号「小林小学校・平尾小学校における学校再編の実施に伴う就学校の指定の変更について」を一括して上程。

古川大正区長兼大正区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第13号は、「大阪市立学校活性化条例」及び「大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則」の規定に基づき、小林小学校と平尾小学校の学校再編整備計画（案）をご審議いただくものである。「1 学校再編整備の対象校」及び「2 学校適正配置の手法」についてであるが、小林小学校と平尾小学校を統合することとする。次に、「3 活用する学校施設及び改修等の計画」について、児童数の多い平尾小学校を活用し、再編後の児童受入れのため、既存校舎の教室改造を実施する。次に、「4 学校適正配置の時期」であるが、令和10年4月とする。次に、「5 学校再編整備の実施に伴う就学校の指定の変更」について、こちらは、後ほど議案第14号と合わせてご説明させていただく。次に、「6 学校再編整備後の通学路と安全対策」であるが、5ページに再編整備後の通学区域、通学路案をお示ししている。新たな通学路等、児童の安全確保については、警察や道路管理者等の関係先と協議しながら、再編整備計画策定後に設置する学校適正配置検討会議において意見聴取を行い、必要な対策を検討してまいる。「7 当該学校の児童数の推移・見込み」について、小林小学校については、令和6年度時点で児童数114人、各学年単学級の6学級、平尾小学校については、令和6年度時点で児童数274人、11学級で、両校ともに今後も児童数が減少していく見込みとなっている。再編後の児童数・学級数の見込みについては、再編後の令和10年度は児童数313人の12学級を見込んでいる。「8 その他（1）統合前後の学校運営等について」は、統合を円滑に進めるため、学校間の連携を強化してまいる。また、学校数が2校から1校に減少することに伴い必要となる取組については、本市の制度において認められた財政的な効果額を活用して実施してまいる。「（2）学校適正配置検討会議

で意見聴取する事項等について」は、通学路等、児童の安全確保に関する事項のほか、学校名、校章、校歌、標準服、その他必要な事項について意見を聴取する。議案第13号の説明については以上である。

次に、議案第14号「小林小学校・平尾小学校における学校再編の実施に伴う就学校の指定の変更」についてご説明する。先ほど、議案第13号の中で、小林小学校と平尾小学校を統合することをご説明したが、令和7年度に小林小学校に在籍する児童については、学校選択時においてこの統合は予定されていなかったことから、小林小学校以外の小学校を選択できる機会を保障する必要があると考えており、区長として「大正区の就学制度改善の方針」を定めるものである。対象者については、令和7年度に小林小学校の第1学年から第3学年に在籍している児童、即ち、小林小学校で卒業を迎えることができない児童とする。指定校変更対象校については、小林小学校を除く大正区内の全ての小学校とする。これは、大正区は学校選択制において自由選択制を採用していることからである。実施に当たっては、当該児童が新しい教育環境において、できる限り長く学校生活を送ることができるように、統合を待たずに、指定校変更を可能とすることとする。指定校変更を行うことにより、令和8年4月、令和9年4月、令和10年4月の3ヶ年のいずれかの時期に指定校変更対象校へ就学することができることとする。ただし、指定校変更の申請は1回限りとする。根拠としては、「大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則」では、第15条において「区が設定可能な指定校変更の要件」を定めており、第1項第5号「学校の設置又は廃止により通学区域又はその他の変更が生じることに伴い、指定校変更が必要と認められる場合」と定められている。今回は、この規定に基づき指定校変更ができることとするが、第15条第2項では、「前項各号による指定校変更の実施の有無並びに実施する場合の手続及び要件については、あらかじめ区担当教育次長が作成した指定校変更の方針案をもとに、教育委員会の会議の議決により決定する」と定められているので、今回、この議案第14号としてご審議いただくものである。「1（5）実施内容」について、当該指定校変更を行う児童の兄姉が、当該児童と同時期に同じ学校に就学を希望する場合についても指定校変更を行うことができるものとする。次の3ページから7ページは、今回上程している内容を反映した、改正後の「大正区の就学制度改善の方針」である。6から7ページの網掛け部分が今回の改正箇所となっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 児童数からすると全て単学級ということで統合の必要性は高いのだろうなと考えています。小学校が統合された後の残った方の小学校ですけれども、跡地の利用等を含めて、今の住民の方にとって大事な建物かなと思いますので、そのあたりは十分協議していただければと思います。指定校変更のところですが、今の時点で指定校変更をすると更に小林小学校の人数が減るということも想定されると思います。ただ、恐らく、方針として指定校変更をする権利を保護者と住民の方に付与するというところを優先されたのだろうなと思いますけれども、もし11人の1年生の学級がもっと減ってしまったらというところの対応をどのように考えておられるのか教えていただけますか。

【古川大正区長兼大正区担当教育次長】 統合後の建物等につきましては、計画調整局も含めまして方針が出ておりますので、地元としっかりと協議した上で、大阪市の方針に沿うように協議した上で、時間をかけて調整を進めていきたいと考えております。指定校変更を今の時期にした場合の今後の減少に伴う影響ですが、本市の制度で認められておりまます、財政的な効果額を活用した制度、いわゆるインセンティブ予算を活用しまして、加配教員を配置するなど、少ない児童でも大きな効果が得られる統合に進むまでしっかりと配慮いたしますので、ご理解いただければと思います。

【前田大正区役所こども・教育担当課長兼大正区教育担当課長】 小林小学校の跡地につきましては、地域防災拠点等の機能を継続する場合に先ほど区長からもありましたように契約管財局等と協議し、区に仮称ですが跡地活用検討委員会を設置しまして地域の方々と一緒にになって跡地の利用について具体的に検討していくものでございます。

【多田教育長】 この2校につきましては、区長の方からも説明がありましたように、子どもの人数が減ってきた状況の中で特に在校生について就学校の変更を制度として初めて今回適用するということもございますので、保護者のみなさんや子どもたちもそういったことで新しい環境に変わることもございますので、そのところはみなさんのご意見を十分聞いて、学校の方をしっかりとフォローできるような形で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第15号「市立海老江西幼稚園の運営について」を上程。

板橋こども青少年局幼保施策部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、昨年11月26日の教育委員会会議の協議題第12号に関連した内容で、集団活動をはじめとする教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした市立幼稚園の適正化として、幼稚園の休園に関する議案となる。対象園は、福島区内の海老江西小学校に併設されている市立海老江西幼稚園である。今後の方針としては、海老江西幼稚園では、著しく園児数が少ない状況が続いている、今後も少子化傾向に起因して園児数の大幅な増加が見込めず、小規模園の状況が継続されることが想定されることから、令和9年度末までの運営とする。なお、福島区は、大規模マンションの建設が続く地域であり、今後、子育て世帯が流入してくる可能性もあるため、令和10年4月1日より廃園ではなく休園とする。今後の進め方としては、本年10月の園児募集は、通常どおり「新4歳児及び新5歳児」の募集を行うが、令和8年10月の園児募集は、「新5歳児」のみの園児募集とし、令和9年度は、5歳児クラスのみでの運営とする。その後、令和10年3月に5歳児の卒園とともに、4月1日付けで休園とする予定である。ただし、令和7年10月に実施する新4歳児の園児募集の結果によつては、令和8年度末までの運営とし、令和9年4月1日に休園とする予定である。また、休園までの教育方針・教育内容については、「4今後の運営について」の項目に記載しているとおり、これまでの幼稚園の実情に応じた教育内容を踏まえつつ、幼児期にふさわしい生活として様々な友達と関わる園活動が展開されるよう、近隣の就学前施設や地域の小学校等とも連携を図りながら、地域の実態に応じた教育内容を進めていく。また、教員体制についても、幼稚園設置基準を基に配置するとともに、園の実態に即して代替講師の配置等を行うことになる。この間、保護者や地域の方に休園に関する方針等を説明し、理解をいただいているが、今後の運営についても、引き続き、保護者や地域の方の意見を踏まえながら決定していく。なお、参考までに、海老江西幼稚園の近隣にある西野田幼稚園の在園児数を掲載している。地域の市立幼稚園への入園を希望される方については、こちらの園で対応していきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【赤木委員】** 海老江西幼稚園が一時休園するということですが、いつまで休園というのは決まっていないようです。そこで、休園中はぜひ施設を活用していただきたいです。そのままほったらかしにしておいたら施設が傷むこともありますし、せっかく幼稚園という施設がありますので、ぜひ何か活用していただきながら再度開園するということに備えていただきたいと思います。

【板橋こども青少年局幼保施策部長】 ありがとうございます。今回は休園というごとのご提案ですけれども、建物を使わないと老朽化が進むということで海老江西幼稚園につきましては、海老江西小学校との併設で敷地内に建っているという状況もありますので、そういう状況から小学校の校長とも施設の有効活用についても十分にお話しをした上で、有効的に活用できればと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【赤木委員】 ありがとうございます。

【巽委員】 今回、児童数が減少して、令和8年度末で休園というような形でこの人数を見たら仕方がないと思っています。近隣の西野田幼稚園も減少傾向にあるのかなと思っていまして、他の保育園などは待機児童が多かったりと、保育園の方は結構児童が多いような気がします。今後、休園後の次の判断はどのタイミングで開園なり閉園になってしまふのか、またはこども園の検討なのか、そのあたり今後の検討の在り方はどのような形になっていますか。

【板橋こども青少年局幼保施策部長】 ありがとうございます。今回休園というご提案で判断時期は特に設けないという提案でございますので、今後の見通しということのご質問だったかと思っております。福島区は子育て層が入るであろう大型マンションの建設も今後多数予定されておりまして、子どもの数が特定の地域になるのでしょうかけれども、増加が見込まれます。そういう動向も見極めた上での判断ということで、今回は一旦休園という形で進めてまいります。正直、マンション建設の動向が現状の見通しだけでも相当数ですけれども、これがいつまでどんな形で続くのかというあたりもございますし、就労状況の多様化などによりまして保育のニーズがかなり増えている一方で、就学前の幼児教育に関するニーズも見極めた上での判断ということもありますので、明確に時期的にいつということは現時点で申しあげるのは難しいですが、マンションの動向を含めての子どもの増加あるいは保育、幼児教育、幼稚園に対するニーズをしっかりと見極めた上で、適切な時期に判断していければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【平井委員】 休園の扱いに際して留意しておきたいのは、私立幼稚園が公立よりも高度な教育実践を展開しているという点です。その結果、保護者の選択が私立に偏り、公私間のバランスが崩れてしまうことが見受けられます。もちろん、これが良いか悪いかは一概には言えませんが、公私間比率がくずれてしまう状況は全体として望ましいとは言えません。そのような中、仮に休園中の施設を将来的に再開園するというようなことも含まれているなら、人口動態に基づく経営計画を策定しておく必要があるように思います。休

園中の対応にあたっても、将来が不確かであったとしても、海外ルーツの児童の流入など、今後予測される動きも視野に入れた計画が必要ではないでしょうか。

【板橋こども青少年局幼保施策部長】 ご意見ありがとうございます。公立と私立の関係性の中での在り方だったかと思っております。市立の幼稚園に関しては、市政改革プランという大阪市全体の民営化方針の中で位置付けられている中で、休園という判断は既存の幼稚園の建物に当面耐用年数があるというようなことと、今は子どもの動向の見極めがつかない状況であるということでの例外的な判断としてやってきた状況でございます。大阪市の方針である市政改革プランとの整合性も図りながらご指摘の点も含めてトータル的なところで考え方の整理が図れたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【平井委員】 教学戦略と広報戦略を明確にした上で議論になるでしょうね。

【多田教育長】 海老江西幼稚園の子どもの人数だけでは非常に厳しい状況もあって一旦休園ということですけれども、今回の休園の趣旨についても十分な説明をした上で地域のニーズというのは変動しますので、その際にはしっかりと対応をしていくことが必要だと思っております。そのところはこども青少年局と教育委員会としっかりと連携をして取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第16号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、保有個人情報の開示請求に対する非開示決定に係る審査請求に対する裁決として、大阪市個人情報保護審議会の答申を尊重し、本件審査請求を棄却することを提案するものである。

「1 事案の経緯」について、本件の審査請求人から令和5年3月17日に、小学校で臨時的任用職員として勤務していた平成30年4月1日から平成31年3月30日の間の勤務評価を示す文書を全て開示するよう請求があった。これに対して教育委員会は、臨時的任用職員については人事評価制度の評価対象ではなく、当該文書は存在しないことから、同月31日付けで非開示決定を行った。この決定を不服として令和5年6月15日、審査請求人から教育委員会に対して審査請求が行われたため、第三者機関である個人情報保護審議会に諮問

したところ、「人事考課制度運用の手引き」において、評価対象から臨時的任用職員を除くことが明記されていること、任用期間の延長及び平成31年度面接選考に係る資料に、勤務評価に係る項目や記載は一切見受けられなかったことから、令和7年1月30日付けで「本件決定は妥当である」との答申を受けたところである。「3 答申を受けての審査庁としての裁決案」であるが、「答申を尊重し、本件請求を棄却する」としている。「4 裁決書」については、7ページ以降に案文をお示ししている。また、ご参考に、審議会の答申書を14ページ以降に添付している。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第17号「就学制度の適正運用にかかる検討報告について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第17号、就学制度の適正運用にかかる検討報告について、今般、検討を進めてきた学校選択制による児童生徒の受入抑制の基本的な考え方について説明する。

学校選択制については、平成26年度に小学校6区、中学校12区で開始されて以降、順次、各区で導入され、平成31年度から全区において実施されている。学校選択制の施行から10年となる令和5年度に、学校選択制検証報告書を公表している。そこでは、多くの保護者から評価を得ており今後も制度を継続することが確認されている一方で、校長との意見交換においては、学校選択制により流入する子どもの多い学校においては施設収容の観点から教育環境を懸念し、何らかの抑制も必要ではないかという声も挙がっている。こうした背景のもと、在校生の教育環境の保障のため、過大規模校等について、選択制による通学区域以外からの児童生徒の受入抑制について、区担当教育次長共通の課題として検討が必要であるとして、区長会議こども教育部会(実務部会)において、就学制度の適正運用ワーキングを設置し、議論・検討してきた。議案書4ページ下の枠囲みについて、これまででも、学校選択制における受入人数を学校の実情に応じて若干名に絞るということは実施していたが、今回検討している受入抑制は、対象となる学校のひっ迫した状況に鑑みて、学校選択制による他校区からの募集を実施せず、仮に私学への進学や転出により空き枠分が発生したとしても、これまでのよう繰上げて入学を認めないというものである。就学制度の適正運用ワーキングにおいて、ただいま申しあげたような一步踏み込んだ受入抑制の検討を各区で行うに当たっての前提条件や実務的なスケジュール、準備内容等を改めて

整理した。議案書5ページ、受入抑制検討のフローチャートについて、基本的に児童生徒数の多い大規模校や施設の収容上の課題を持つ学校が対象になることから、上段のアの段階では「学校現況調査」の統計に基づいて、はい・いいえを選択、イの段階では教委と区役所で共有している「受入可能人数試算表」に基づいて施設設備・収容上の観点から、はい・いいえを選択する。真ん中下のウの段階では校長からの意見に基づいて学校運営上の課題の有無から選択、という具合に、いずれにも該当する場合に学校選択制による受入抑制を検討することができる仕組みとしている。フローチャートにおいては、いずれにも該当する場合に「受入抑制のための具体的検討を始めることができる」として、学校選択制の制度の大枠自体を維持するという観点から、やむを得ない場合の限定的な運用を促すものとなっている。議案書6、7ページはそれぞれの指標の説明であるので、適宜ご参照願いたい。議案書8ページについて、今後のスケジュール・準備内容等、先ほどのフローチャートを活用して、①区として受入抑制を行うかどうかを検討し、実施する場合は、②その対象校、実施理由、開始時期やその期間など「学校選択制の方針（一部修正）案」にまとめ、③教育委員会会議で議案として説明し、議決を得て、その後、④住民へ情報がいきわたるように広報・周知を行い、運用を開始することになる。また学校選択制を導入した趣旨に鑑みて、⑤毎年10月に、児童推計や学校状況から、受入抑制の期間等に変更の必要がないかどうかをチェックすることとし、必要に応じて方針を変更することとする。なお、本日配布している参考資料のとおり、今回の議案内容については、各区で使用する「学校選択制 事務の手引き」に掲載することとし、資料9ページの今後の予定について、本日、議決をいただければ手引きを各区へ通知してまいりたい。そして、市民への説明責任も含めて十分に検討されて具体的に案としてまとまったものについては、その都度、各区・区担当教育次長として教育委員会会議に諮っていただくものとしたい。学校選択制に関する就学事務の適正運用に係る検討報告については以上である。

質疑の概要は次のとおりである。

**【大竹委員】** 受入抑制の期間について、父兄の方から見れば受入れが、ある時には抑制され、また毎年10月に確認することになっていますが、またすぐに再開をする、といったようにコロコロ変わると、お子さんをお持ちの方も一体次はどうなるのだろうというような懸念もありますから、そういう面では受入抑制の期間等のガイドラインなどを設ける考え方というのはありますか。例えば受入抑制は、3年間は最低継続するとか何かない

と毎年コロコロ変わるというのはいかがなものかと思いますので、そのあたりの考え方を教えてください。

【中野学事課長】 ありがとうございます。期間の観点ということで保護者、市民の方の予測可能性の観点からの趣旨かと思います。ワーキングにおいてもそのところの検討を重ねておりまして、大竹委員がおっしゃったような推計を基にした3年というようなことを念頭において検討を行っております。事務の手引きの42、43ページをご覧いただきたいと思いますが、受入れを再開する基準、時期について明らかにする必要があるという趣旨で、確認ポイントということで区担当教育次長が区で検討するに当たってこうしたこととを念頭に置いて再開する時期を明らかにするということを事務の手引きで記載をしております。委員がおっしゃったようなガイドラインを3年、5年と定めるかどうかも議論をしましたが、そこは各区、各学校の実情があるだろうということでこうした考え方を示すに留めているものでございます。

【大竹委員】 受入抑制をするときに、個々の学校の実情があるということだとすると、42ページの確認ポイントに基づいて期間は基本的には明記するという考え方ということですね。最低いくつではなくて学校ごとの状況を見てこの学校は3年、この学校は5年というのは、一応受入抑制の期間は明記するというようなことが原則ということの理解でよろしいですか。

【中野学事課長】 そうでございます。

【大竹委員】 わかりました。

【多田教育長】 本件につきましては、一部の学区で非常に子どもが増えている地域があったり、地域特性は学校の受入れに影響が大きいこともありますとございまして、部会の方でも相当議論を重ねていただいております。この考え方を基に各区の方でも当該の学校にどのような形で受入れをするのがいいのかと十分に考えて、その上で教育委員会会議に議案として上程をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第8号「学校園を通したチラシ等の配付に関する対応について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、これまでの教職員からの意見・提案において、「学校園を通したチラシ等の配付」に関する意見が複数寄せられており、主な意見の内容としては、外部団体等から学校園に届くチラシ等の量が多く、配付するための学級ごとの仕分け、外部団体からの問合せ対応に時間を取られ、教職員の負担が増えていること、学校園からの保護者への重要な連絡が紛れてしまうなど、課題が生じているとのことであった。これら教職員からの意見・提案を受け、直近では昨年10月8日の教育委員会会議でも、教育委員の皆様方に、ご議論いただき、「チラシ等の配付は、現場の負担が大きい」という教職員の意見が何度も出されていることを踏まえることや、送られてきたチラシ等について、配付の可否を校園長が判断するのも負担だと思うので、教育委員会としての配付基準やガイドラインを示すなど、見直して欲しいとのご意見も頂戴し、教育長からも学校園現場の負担にならない対応方法に取り組むようにとの指示があった。これまでの動きとしては、働き方改革として「学校園への通知文書及びチラシ等の周知文書の削減」に取り組み、調査・照会文書の件数削減や、現在の配付物の基準等を定めた要綱の制定を行うとともに、令和6年度からはPDFデータによる学校園のホームページへの掲載や欠席連絡等アプリ(ミマモルメ)での配信に向け調整を進めてまいった。しかしながら、ミマモルメでの配信については、重要な学校園通知と混在してしまうことへの懸念や登録していない保護者への対応、配付作業は軽減されるが、データ配信の可否については、校園長の判断となり、負担が残るなどの課題を整理していたが、今後は現行の取扱いを抜本的に見直し、取組を進めてまいりたいと考えている。今後の新たな取組については、大西指導部長よりご説明をさせていただく。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

私からは、今後の新たな取組概要についてご説明する。まず、方針としては、チラシ等の配付については、市ホームページの専用ページを活用した情報提供によるものとし、紙による配付を今後は行わないこととする。次に、外部団体等からの配付依頼に対しては、会計年度任用職員を採用し教育委員会事務局に設置する窓口で受付を行い、掲載の可否を判断の上、専用ホームページにデータを掲載する。対象となるチラシ等については、外部団体・本市機関等が作成しているイベント等のチラシ・情報誌などとするが、本市施策によるもの等、窓口において配付が必須と判断するものは、これまで通り、学校園を通じて配付する。運用開始時期については、令和7年度より運用開始として考えているが、事務局内の体制整備もあるので、準備が整い次第とする。ただし、令和7年度については移行

期間としても位置付け、すでに印刷準備や予算を確保している等の事情がある場合は、今回限り、校園長が認める場合は、学校園を通じた配付や配架を可能とする。具体的な手法は記載の通りであるが、これらの取組から、保護者にとっても紙保管が必要なく、重要な連絡と紛れることが減り、必要なときにイベント等のチラシ情報が入手でき利便性が向上すると考えている。この取組の運用後も、学校業務改善ワーキング等で、効果検証や改善を行いながら、更なる働き方改革の推進を図ってまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【巽委員】** 以前からいろいろと議論をしている中で大きな一歩かなと思っています。今現在、ミマモルメの未登録者の割合はどれくらいでしょうか。基本的に入学と同時に登録してくださいねということで保護者の方には言っていると思いますけれども。

**【大西指導部長】** 申し訳ありません。その数というのはここでは把握できていないのでまたご報告差し上げたいと思いますが、当初よりはかなりのご登録をいただいていると認識はしております。

**【巽委員】** できるだけミマモルメの登録もしてもらって、活用もしてもらいたいと思っております。確認で理解が合っているかですけれども、学校のホームページに市のチラシが掲載してあるリンクを貼ってもらうという感じですか。

**【大西指導部長】** トップページにバナーのようなものを、これは年度当初に一度だけそういう作業をして貼り付けていただいて、後のメンテナンスや更新は事務局の方で行います。

**【巽委員】** 効率が良いと思います。最初から市のホームページだと1回学校の方に入った方がそれをリンクするついでに学校の様子や校長がアップしているものなどいろいろと目に触れると思ったので、そこに入ってもらうというのは凄く良いことなのかなと思いました。このようなルールで令和7年度より運用で、1年は移行期間というような形でいろいろ課題や問題も発生するかもしれません、例えばルールを守れない外部団体に対してはどうするかというところや、事務局を通さないでずっと送り続けたり、学校に直接、部数を確保しないで送り続けたりするところが出てくるかなと思いますけれどもそういう対応はどうされているのでしょうか。

**【大西指導部長】** これまでに一旦依頼がありました団体については、学校にこういったチラシが届くというような案内をしてということをしておりました。これまで

も直接突然送られてくるというのもございましたので、そういったものについては学校の方で廃棄なり処分していただくというようなことがこれまでもあったかと思います。そういったことを必ず我々を通してということを改めて団体の方にも周知と共に、そういったルールに反してというようなところについては我々の方からも改めてその団体にはお声掛けさせていただくようなことも進めてまいりたいと思います。

**【巽委員】** 事務局の方にこういう配付のルールということで掲示していますということでも以前同様になかなかルールを守ることができない外部団体もあるかと思いますので、ピンポイントに外部団体の名前を挙げてもらって直接このように運用が変わりましたということで、ぜひ丁寧な対応をしてもらえたなら現場の方は助かるのではないかなと思います。ありがとうございます。

**【赤木委員】** ありがとうございます。私はそもそも子どもがいないので、何度もこの問題が出てきていますが、なぜチラシを配らないといけないのかなと疑問に思っています。今回教育委員会で窓口を作つて行つて現場の負担が減るであろうということは理解できますけれども、このチラシの可否を判断するということですが、どのように判断するのか、そもそもなぜ配るのかなと。それを配ることで子どもたち、保護者にメリットがあるかどうか、その基準はいったい何なのでしょうか。どういうものが配られているのかイメージができないのでなぜ配るのだろうか、なぜ学校がしないといけないのかとそもそも疑問に思うのですけれども、可否の判断を何の基準で行つのか教えてください。

**【大西指導部長】** これまでも様々な多岐にわたる案内というものはございまして、営利を目的にしているものなどは当然、否というような判断になろうかと思いますが、子どもの健全育成なり、地域との交流なりで有益なものも一定数あろうかと思います。我々の方も十分把握できていないようなものもあるかと思います。そういったものを一括した窓口の中で、今後基準というのも明確にというところは難しいところがありますが、一定整理した上で子どもたちの健全な育成に資するようなものについては周知に協力していくということも出てくると思いますので、また運用していきながら検討やご相談させていただいたりできればと考えてございます。

**【赤木委員】** 中には子どもたち、保護者の利益になるものもあるので、一概に全部を止めるということはできないというふうに理解しました。今後このシステムを進めしていく中で基準ができていくのかなということで理解しました。ありがとうございます。

**【長谷川委員】** 具体的なチラシがどういうものかご紹介しますと、子どもが参加で

きるイベントが来月ありますよとか劇場の無料のチケットや割引チケットがあつたりというのが多いのかなと思っています。市教委も協賛に入っているから配られているのかなと推測して読んでいることが多いです。それに関して、対象として配付が必須と判断するものはこれまで通り文章でというのもありますが、必須のレベルによってはあまり分量が変わらないということにもなりかねないので、そこは注意いただきてこの仕組みが機能するように働き方改革に繋がるような基準で必須かどうか判断いただければと思います。

【多田教育長】 紙ベースの配付は原則行わないということですね。周知が必要なものはデータで見られる形にするということですね。紙で必ず送らなければならないものは、今我々のところに関係団体から送られてきているものではもう少し精査が必要かと思いますが、そのあたりはあまりないという認識でよろしいでしょうか。

【大西指導部長】 大半はデータでできるという認識ですけれども、例えば大阪府教育庁から送られてくるような進学、進路に関わるような冊子であつたりということが一部あろうかと思いますので、そのあたりは厳選して止むを得ずというものだけを紙で配付させていただくということを想定していますが、また運用しながら極力データでの掲載にとどめたいと考えております。

【多田教育長】 令和7年度は試行といいますか、進める中で課題が出てくれば検討しながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

報告第9号「教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、令和6年8月から12月にかけて受け付けた14名の方からの22件の意見・提案についての対応である。数が多いため、同じような内容の意見・提案はまとめて、各意見について、要点のみご説明させていただきたいと思う。

番号1-①から⑦は、同じ方からのご意見である。番号1-①、③、⑤は「学校園を通したチラシ等の配付」に関する意見・提案となり、先ほどの案件でご説明申しあげた対応について記載している。

番号1-②は、児童生徒の学習者用端末の「相談申告機能」に関するもので、教職員が休暇等の際に児童生徒から相談があつたら対応できないのではないか、休暇中等も対応が必要なのかという内容である。教育委員会の見解案としては、児童生徒が相談内容を送信し

た際に、すぐに対応できない場合もあること、急いでいる場合には他の相談窓口に電話してほしいことを伝える画面が出るので、休暇中の対応は不要である旨を記載している。また、今後の対応として、先ほどの画面を、相談後だけではなく、相談前にも表示できるよう、調整する旨も記載している。

番号1-④は、「学習者用端末活用率表」の数値に誤りがあるのではないかという指摘であり、教育委員会の見解案としては、業者に確認したところ、数値に誤りがあったので、11月14日付け事務連絡で修正した「学習者用端末活用率表」を送付している旨を記載している。

番号1-⑥、⑦は、学習者用端末にある「まなびのポータル」に関する不具合についてであり、教育委員会の見解案としては、不具合の原因と対応について説明し、不具合は解消していることを記載している。

番号2は、講師不足に関する内容で、教育委員会の見解案としては、今年度実施して成果のあった、講師確保のための様々な取組を引き続き実施することや、本務教員による欠員補充制度においては小学校50名から100名、中学校15名から30名に拡充することで、欠員の解消に向けての取組を推進していく旨を記載している。

番号3は、令和4年に大阪府に移管された、咲くやこの花中学校に派遣職員として勤務している市の教職員から、必要な連絡が届かなくて困っているので、SKIPを使用できる環境や、職員証がほしいといった内容である。教育委員会の見解案として、咲くやこの花中学校は府に移管されたため、本市独自のシステムであるSKIPは置けないものの、本市から派遣職員へ通知する必要のあるもの（人事・給与・勤務条件、研修に関すること等）は、Outlookを使って、遗漏なく対応できるよう、令和4年度にも局内で周知しているが、改めて周知徹底する旨を記載している。また、職員証については派遣職員にもお渡しする旨を記載している。

番号4は、4月の新年度開始から始業式までの期間が短いので、春季休業を1週間から2週間延期して、学級準備や新任への指導に充ててはどうかといった内容である。教育委員会の見解案としては、春季休業を延ばすことは考えておらず、週当たりの授業時数を減らしたり、小学校40分、中学校45分授業を導入するなどの工夫によって授業準備等に充てることや、新任教員が4月から業務を円滑に進めることができるような支援として、今年度から端末操作等も含む採用前研修を実施する予定である旨を記載している。

番号5-①、②は、同じ方からのご意見で、5-①は、全市共通テスト等の分析を学校

現場で行うのが負担であるといった内容である。教育委員会の見解案としては、自校の子どもたちの強みや課題を客観的に把握し、日々の指導改善・充実に役立てるため、各校がそれぞれの結果を分析することは重要であると考えていること、学校への支援として、指導主事やスクールアドバイザーが、各校の各種学力調査結果を分析し校内研修を実施している旨や、分析支援ツールの開発等による支援によって、現場教員の負担を軽減している旨を記載している。

番号5-②は、現在の採用試験の制度に、講師枠を設定してはどうかというご提案である。教育委員会の見解案としては、現在も講師特例を設けており、特例としては一定機能していると考えていることと、公正・公平性の観点から、講師枠の設定は現時点では考えていないこと、毎年、文部科学省や他都市状況等を把握し、採用試験の改善に向け検討を行っている旨を記載している。

番号6は、学校の施錠がされていないこと、新聞の複数購読の必要性、格技室の名称に関する意見及び質問である。教育委員会の見解案としては、「学校園における安全対策の指針」や、新聞の複数購読および格技室の考え方を記載するとともに、業務上の質問については、本制度ではなく、担当部署へ直接連絡をしていただきたい旨を記載している。

番号7は、教職員の勤務時間が児童生徒の登校時間と合っていないこと、休憩時間中に給食指導やアレルギー対応を行うことが負担であるといった内容である。教育委員会の見解案としては、例えば、時差勤務制度で8時出勤にすることと合わせて、小学校40分・中学校45分授業を導入して16時30分に退勤できるような工夫をすることで、柔軟な対応が可能になるとを考えている旨を記載している。また、給食指導とアレルギー対応については、各校で実施しなければならない業務であるが、特定の教員だけの負担とならないよう学校全体で実施するように通知していること、また、給食指導等で休憩がとれない場合は、指導が終わった後や放課後に個別で休憩時間の変更が可能である旨を記載している。

番号8は、適切な勤怠処理や生理休暇の適切な取得、校内人事に関する内容である。教育委員会の見解案としては、服務規律確保に関する通知等で、勤怠管理の適正化に努めていること、生理休暇取得や校内人事の考え方に関する説明とともに、明らかに不適切なことが疑われる場合には、管理職に報告の上、管理職から教育委員会事務局に連絡してほしい旨を記載している。

番号9は、教職員用の持ち出し携帯、病院での立替払い、養護教諭への端末配付、防犯対策に関する内容で、教育委員会の見解案としては、教職員用の携帯は、学校で必要であ

ると判断した場合には各学校で借用契約を行っていること。また、保護者が支払うべき費用を公費で立て替えることは、会計規則上認められていないので、病院側と相談してほしい旨を記載している。また、養護教諭を含め教職員に端末を配付していること、防犯対策にかかる、教育委員会の現在の指針や取組について記載している。

番号10は、給食の牛乳にかかるストローレスに関する内容で、パックの形状を工夫するか、小学生はストローを使わせるといった制度の変更に関する内容である。教育委員会の見解案としては、ストローレスは環境問題に対する教育的観点からも有意義と考えていること、パックの形状については、引き続き、事業者へ改善の要望を行うこと、各校においては児童生徒の実情に応じて、可能な範囲で取り組んでほしい旨を記載している。

番号11は、教職員のストレスチェックについて、結果が郵送されることへの疑問と、予算削減に関する内容である。教育委員会の見解案としては、現状は、職種によっては、一人一台ではなく、共用端末となるため、個人情報の取扱いの観点からメールではなく全員に郵送しているが、今後、費用対効果等を考慮し、実施方法全体について検討していく旨を記載している。

番号12は、給食の食器に関して、ご飯を配膳する際にも、おかずと兼用の平べったいお皿に盛りつけているので、ご飯茶碗を追加してはどうかといったご意見と、物価高騰や無償化の影響で給食の量が減っているように見えるので、おかずの種類や量を増やしてほしいといったご意見である。教育委員会の見解案としては、これまでも食器の変更について検討してきたが、検討の結果、食器消毒保管庫の増設が必要となるが、全校でスペースが物理的に確保できないことや、児童生徒が運搬する際の総重量が重くなることなど、様々な課題があり現状では困難であると考えることを記載している。また、学校給食は、国の基準に基づき献立作成していること、物価高騰にも対応できるよう、給食費の増額をした上で無償化しているため、それらの影響でおかずの量が減ることはない旨を記載している。

番号13は、テレワークの制度の廃止や制限等を検討してはどうかといった内容である。教育委員会の見解案としては、テレワークは市長部局でも進められている重要な施策として考えていることを説明した上で、テレワークを実施する際のルール、職務専念義務を怠った場合には懲戒処分対象になること、不適切な実施が疑われる場合は、管理職に相談の上、管理職から教育委員会事務局に連絡してほしい旨を記載している。

番号14—①、②は同じ方からのご意見で、14-①は、生活保護・就学援助受給者への給食費額決定通知書の送付に関する内容で、受け取った保護者が誤解するケースがあるとのご

指摘である。教育委員会の見解案としては、保護者への周知文に説明を追記し、誤解を招かない工夫をするといった旨を記載している。

番号14—②は、学校事務職員の欠員に関する内容で、教育委員会の見解案としては、令和7年1月1日時点で4名の欠員が出ており、引き続き、代替職員の確保や、学校事務職員に過度な負担がかからないように共同学校事務室での取組を推進していく旨を記載している。

各意見・提案に関する説明は以上になる。回答については、今後、全教職員あてにメール周知のうえ、大阪市ホームページに掲載する。なお、今回、システムの不具合等で緊急の対応が必要となる内容や、単なる業務上の質問等もあるので、全教職員に周知する際に、再度、本制度の趣旨を説明した上で、今後は明らかに制度の趣旨から外れる内容については、担当部署や適切な窓口等を紹介するといった対応も必要ではないかと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【長谷川委員】** 教育委員会の見解にかかるものではないのですけれども、1—②の相談申告機能について、児童から見た手引きを拝見して思ったことがありましたのでコメントをさせていただきます。児童が相談申告する時にボタンを押して送った後に自分の送った相談が見られない仕様になっているということについて、これは他の児童から覗き込まれてそういう相談をしたというのが見えないようにということでそれは理解しましたが、手元に残らないのであれば確認の画面とかでこれは手元に残らないので、自分で必要に応じて控えを取ってくださいのような一言があればいいのかなと。アンケートなどでも自分が送ったものを忘れて先生と喋ってもちょっと噛み合わなかったりもするかもしれないで、この機能の修正の時に合わせて、児童の使いやすさの観点から見て何か改善することがないかということを含めて対応をいただければと思っております。

**【乗京初等・中学校教育担当課長】** そのような修正が可能かどうかを含めまして検討したいと思います。ありがとうございます。

**【多田教育長】** 例えば、企業の相談・ご意見コーナーのようなものにも意見を送ると手元に残らないというようなこともありますので、送る前に手元に何か書き残しておくとかということの周知がまずできるのかどうか、システムを改修するとなるとまた手間にもなり経費の問題も出てくると思いますので、そのあたり少し検討をしていただけたらと思います。

【大竹委員】 教育委員会の見解についてですが、従来は今後検討しますとかそういうような見解が多くみられましたが、今回見ると、できるものはこういうふうにしました、できないものは現時点ではできませんということで、例えば給食の食器の話も現時点ご要望があるけれども、書いてあるようにスペースの問題、あるいは重量の問題等で現時点ではできませんということではっきりと書かれています。できないことは残念ですけれども、そういうことかということで提案者からは納得できると思いますので、前からの回答から見ると改善されているなということで感謝をいたします。その上でこの報告は四半期ごとの報告でしたか。それとも半期の報告でしたか。

【松浦政策推進担当部長】 学期ごとですね。年間3回です。1学期、2学期、3学期です。

【大竹委員】 そういうことですか。8月頃に意見を出された方が今頃回答だとだいぶ経っており、回答が戻ってくるのが遅いと感じていないかと心配になりました。元々3学期ごとということと、件数自体が多いのか少ないのかによって回答する時期も違ってくると思いますが、8月から12月のものが2月に検討されて3月というと8月に出した人は少し長いかなという感じがしました。これは元々が1学期、2学期、3学期ということであればそれはそれで理解します。

【巽委員】 同じような意見になりますが、先ほど松浦部長からも、この内容で本当にここの意見・提案を窓口にした方がいいのかとおっしゃったように、一本問い合わせで解決できるような内容もあるではないですか。そのあたりを精査しないといけないかなと思います。8月、9月に、はい、いいえとかこれはこうですよと答えが提示できるようなものがあるならここまで待つ必要はないかなと思います。おっしゃったように8月に提案して2月、3月に返答というのはやはり少し長いのかなと。やはりスピード感も必要で、検討しないといけないものは時間もかかりますが、即答できるものは順次返していくって事後報告でも出してもらえたらいと改めて意見をいただいて改善に向けたヒントが多い提案だと思いますので、これは貴重にしながら回答できるところはスピード感をもって回答する、議論するところはするという形で分けられたらいいかなと思います。

【多田教育長】 回答の時期の問題は、全体としての件数が増えていて中身を精査する必要もあるかと思いますが、事務局の方からもそういうような模索をしておりますので、少しそこは工夫ができるのかどうか考えさせていただけたらと思っています。よろしくお

願いいたします。

報告第10号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書について」を上程。

杉本第2教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書2ページをご覧いただきたい。4ページ以降の調査報告書の概要版となる。

本件は令和4年度に発生した事案で、令和5年1月26日に初動調査を実施する旨が決定された。その後、詳細調査への移行について、保護者はその意向を示し、かつ、当該生徒は当時学校での出来事を話せるほどの精神状態ではなく、本人の意思確認は行えないとの回答であった。初動調査の結果、関係生徒との間で起こった一連の出来事により、当該生徒が長期欠席を余儀なくされたという保護者からの申出内容は、著しく合理性を欠くとまでは言えないことから、詳細調査に移行することとなった。しかしながら、調査開始後程なくして、保護者の協力が得られない状態となり、当該生徒及び関係生徒へのヒアリング等必要な調査が実施できないまま、調査を終了している。

次に「2 事案の概要等」について、令和4年度、当時中学1年生の女子生徒が、同じクラスの複数の関係生徒から趣味をからかわれ、部活動では別の関係生徒から強い口調で対応されたことなどを経て、2学期以降長期間にわたって欠席するに至った事案である。

次に、「3 調査報告書の内容」について、「(1) いじめと認定した事実」についてであるが、2点ある。1点目は、当該生徒が令和4年5月頃、教室で絵を描いていたところ、複数の関係生徒から趣味をからかわれるようなことを言わされたこと、2点目は、当該生徒が令和4年の1学期及び夏休み中に、部活動で別の関係生徒1名から強い口調で対応されたことについて、当該生徒は精神的苦痛が生じた旨を表明しており、いじめに該当するとの指摘である。

次に、「(2) 長期欠席との因果関係」について、当該生徒が欠席し始めたのは令和4年8月30日からであり、同月に起こった部活動内での一連のトラブルは、長期欠席の原因の一つとなった可能性があるとの指摘である。また、1学期に、学級において関係生徒から趣味をからかわれたことについては、当該生徒の長期欠席が始まった時期と時間的な乖離があるものの、当該生徒はこれらの出来事による精神的苦痛を表明しており、クラスに入ることができていないことを考えると、長期欠席に一定の影響を及ぼした可能性があるとの指摘である。

「(3) 学校の対応について」、当該校は、本件について、いじめの早期発見についての取組や、校内組織、重大事案への対処、いじめ発見時からのフローチャートといった、「学校いじめ防止基本方針」の定めに則って対応していたと基本的に評価できるとのことである。しかしながら、当該生徒が長期欠席に至っていることに鑑み、事後的に、よりよい対応として考えられることはいかないかという視点から、当該校の対応を検討した場合、顧問教諭と学級担任の綿密な情報共有と本件生徒への積極的な関心があれば、より丁寧で当該生徒の心情に配慮した対応ができた可能性があるのではないか、また、いじめ対策委員会で対応方針をより明確に決めていれば、よりよい保護者対応ができていたのではないかと考えられる、との指摘である。

「(4) 是正及び再発防止に向けた処置の検討」について、本件においては、必要な調査が実施できないまま調査を終了したこともあり、調査結果を踏まえた提言は行わないとのことであるが、当該校においては、教員間の情報共有の仕組みやいじめ対策委員会の役割等について、再度確認が必要と考えられることである。

「4 報告を受けた対応」について、引き続き、「大阪市いじめ対策基本方針」の徹底を図るとともに、教育委員会事務局担当指導主事による学校訪問時などには、各学校のいじめに対する取組が、いじめ対策委員会等で検討されているか確認した上で、適切な指導助言を行ってまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 確認ですけれども、今回途中で詳細調査を打ち切らざるを得なくなつたということで、保護者の協力が得られない状況というのは何度も確認をして、これ以上協力をいただけなかったら打ち切るしかありませんということを踏まえて打ち切つていいということでおろしいでしょうか。

【杉本第2教育ブロック担当部長】 おっしゃるとおりでございます。初めは電話でのやり取りができてきました。その後、メールでもやり取りができる時期がありましたが、詳細調査の開始後程なくしてお返事が全くない状況になり、最後まで確認ができないことになつております。

【長谷川委員】 途中で打ち切られたというのは何件目になりますか。今まで打ち切つたことはあったのでしょうか。

【杉本第2教育ブロック担当部長】 初めてということになっております。

【長谷川委員】 今後ですけれども、やはり最初に詳細調査をするのであればこういう協力をいただきますよというはある程度説明をして同意をもらっておくというのが一応の予防にはなるかなと思うので、そういった対応もお願いできたらと思います。

【杉本第2教育ブロック担当部長】 ありがとうございます。相談をしながら進めていきたいと思います。

【多田教育長】 保護者の意向の確認ができなかったということでもありますけれども、第三者委員会の方からは初動調査の時点でわかった内容で今後の対応についてのご意見もいただいているところでございますので、そのところはしっかりと周知をして進めたいと考えていますのでよろしくお願いしたいと思います。

協議題第5号「国際バカロレア教育について」を上程。

中道第3教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

前回12月24日の協議題及び1月30日のIBO(国際バカロレア機構)担当者との合同説明においてご説明した、国際バカロレア教育の導入について、委員の皆様よりいただいたご意見ご質問等を踏まえて、進捗のご説明をさせていただく。

国際バカロレア教育のプログラム及びその違いとして、PYP・MYP・DPを簡単に比較している。上からPYP・MYP・DPのプログラム順に指導言語、学習指導要領との関係、取得資格となっている。今回、導入予定のPYPプログラムとMYPプログラムは、これまででもご説明させていただいているが、現在使用している教科書等を用いて、単元の一部や総合的な学習の時間に行っている探究・協働学習の手法を、IBプログラムを活用することにより深化させていくものである。つまり大前提として、学習指導要領を基に進めていくので、他校と各教科学習等の内容は変わらない。違いは、授業での指導方法や教科目標等への導き方が探究・行動・振り返りで一つのセットになる。これが、国際バカロレア教育の特徴である。

次に、PYPプログラムの目標として、計画性や自尊心といった、主体性等を育むこととされている。同じくMYPプログラムの目標として、それらを社会と結びつけることとされている。この2つのプログラムを繋げることで小中一貫校における9年間の学びの連続性を活かし、主体的に学ぶ児童生徒の育成に努めてまいる。学びの促し方を変化させ、児童生徒の「分かった」を教室内にとどまらず実際の社会生活で実践応用するのが国際バカロレア教育であり、本市教育振興基本計画の理念に沿うものと考えている。

次に、次年度の候補校申請に向けて、導入候補校の選定についてご説明する。12月に全

市募集を行っている施設一体型小中一貫校 6 校に対し事業の説明を行い、導入希望について校内検討していただいた。その後、1 月に 2 校の導入希望があったので、校長に対し事務局がヒアリングを実施し、児童生徒の状況やグランドデザインで掲げる子ども像の共有等に係る教員の取組等を総合的に検討した。その結果、「小中一貫校 むくのき学園」が、より効果が見込まれると判断し、導入候補校として進めてまいりたいと考えている。事務局としては、令和 7 年度の夏ごろに地域保護者への周知説明を行い、最終的な導入校として、ご審議いただきたいと考えている。最後になるが、「事務局と学校の動き（予定）」について、次年度以降の計画を導入候補校と再策定し、令和 7 年度中に、国際バカロレア機構（IBO）への候補校申請に必要な教員研修や申請事務等を実施してまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【平井委員】** 興味深い取組だと思いますし、IBO担当者との合同説明の議事録を拝見させていただいて、よく勉強されているのがわかりました。国際バカロレアについては、年会費や教員研修費、評価訪問費などの維持コスト、教材やICT環境も国際標準に合わせて追加の予算措置が必要です。また、IB指導経験者が国内に少なく、研修に時間と費用がかかることや授業デザインや評価もIB独自の体系に慣れるまで時間がかかること、生徒にとってのハードルとして、課題の量と難易度が高いこと、日本の大学入試制度との整合が難しく、特化しすぎると日本の一般入試に対応しにくくなること、日本の学習指導要領との両立、探究的な学びに慣れていないこと、日本の成績処理との整合に課題が出ること、カリキュラムが国際標準のため、地域文化や日本の価値とのバランスに苦慮する場面があること、視察負担や膨大な書類負担が想定されることなど、諸々クリアすべき点があることは事実で、体制づくりの精査が不可欠です。やはり、教育委員会事務局のカリキュラム・マネジメントが成否に直結するような気がします。

**【中道第 3 教育ブロック担当部長】** ありがとうございます。本当に教職員のスキル等含めまして非常に大事なことだと思います。来年度から実践期間を含めてしっかりとトレーニングができるように教育委員会も支援していきたいと思います。

**【平井委員】** 成功事例は研究されていると思いますが、実際に十分な成果を出されているところは限定されているようですので、本市の文化・風土に合うようにうまく落とし込んでほしいものです。

**【中道第 3 教育ブロック担当部長】** 柔軟に対応できるように頑張ってまいります。

【赤木委員】 大阪教育大学の附属池田中学校がバカラレアを導入していて、昨年で終了したということを聞きました。詳しくは聞いていませんが、大阪市もモデル校として導入して今後それをどのように活かす予定なのか、これをずっと続けていくのか、あるいはバカラレア教育から得られる知見を大阪市の教育に活かすべく、ある一定期間実施した後、附属池田中学校のように終了するのでしょうか。今「探究」という言葉が出てきましたがそれを中心としてモデル校としてやってみるということなのか、あるいはもっと広げていく予定なのでしょうか。平井委員の話ではそれは非常に難しい、つまり、ヨーロッパのものを導入するのは難しいということですが、今後はどういった計画でモデル校に導入されるのでしょうか。

【中道第3教育ブロック担当部長】 導入が決まりました時点ではモデル校1校についての取組を充実させていくということになるかと思いますが、それを進めていく中で5年に1回定期的な点検の期間がまいります。それも含めてその時点、時点で振り返りを行いながら、成果、効果検証しながら進めていく必要があるかなということを考えております。ただ大阪市としては現時点ではこのまま継続していきたい、継続していけるよう努めしていくということを考えております。教職員の波及といいますか、拡大につきましては、人事異動もその間行われますので、このモデル校で実践を積んだ教職員が他校に行きましてそのままそっくりというわけにはいきませんけれども、そういったノウハウを使ってそれぞれの学校で研究テーマとして成果をあげていってくれることを期待しております。そういった部分でこのモデル校が軸となって広げていけるというふうには考えているところでございます。

【赤木委員】 ありがとうございました。

【多田教育長】 1校に一旦しぼったような形で今後進めていくことになろうかと思います。先ほど中道部長からの説明にもありましたように、実践を重ねながらいろいろな課題も出てくるかと思います。公立学校の教育について多様化ということで議論をしてきた経過もありますので、この実践が大阪の教育に良いということで広げていくこともあるでしょうし、立ち止まって考えることが必要なことがあるかもわかりません。いろいろな教員の実践力を高めるというような課題もありますので、そのところは丁寧に進めていけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

議案第18号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うものである。被処分者は、小学校の主務教諭で、処分内容は、懲戒処分として、減給1月とする。

事実の概要について、当該教諭は、令和6年度の1学期、児童3名に対し、体罰・暴言や威圧行為を複数回行った。また、管理職からの再三の指導を受けたにもかかわらず、翌2学期において、児童1名に対し、体罰・暴言や威圧行為を複数回行った。さらに、速やかに管理職へ報告すべきところ、これを怠ったというものである。

発覚の経緯について、(1)令和6年5月27日、同校校長は、関係児童Aの保護者から本件事案1及び2に関する訴えを受け、当該教諭へ確認したところ認めたため、指導した。

(2)同年6月12日、同様に、校長は、関係児童Bの保護者から本件事案3に関する訴えを受け、当該教諭へ確認したところ認めたため、指導した。(3)なお、同月17日、校長が関係児童Bに打撲の有無を確認したところ、見当たらなかった。(4)同年7月18日、校長は、関係児童Cの保護者から本件事案4に関する訴えを受け、当該教諭へ確認したところ認めたため、指導した。(5)これまで当該教諭による非違行為が連續していることを受け、校長は、当該教諭と学級児童の関わりを減らすため、学年の体制を変えた。(8)同年9月25日、服務・監察グループからの事情聴取に対し、当該教諭は本件事案1から4までが事実であると認め、管理職への報告を怠ったことも認めた。4の(1)から(3)にかけて、関係児童Cの保護者から本件事案5から7までに関する通報があり、(4)これまでの経過を受け、校長は、同月18日以降、学級担任から外れるよう当該教諭に対して伝えた。(7)令和7年1月28日、服務・監察グループからの事情聴取に対し、当該教諭は本件事案5から7までが事実であると認めた。当該教諭は、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 この先生は突然こういうことを起こしたのでしょうか。何か発病したというか、それともこれまでちょくちょくこういうことを起こしていて、今回もまた起こしてしまったということなのでしょうか。お聞きしますのは、もし病気によるものであれば、大学でも同じことが言えますが、学生、教職員問わず、突然起こった発病というかそういうものに対して管理職は一定の知見を有していないと対応できないと思います。そういう時の対応というのは管理職、あるいは他の先生方というのは心得ているのでしょうか。

【中川教職員服務・監察担当課長】 当該教員につきましては、病気であったとかそういうことは当該事案を起こした時点で聞いておりません。ただこれまで低学年の担任しか持ったことがなかったというところで4年生の担任になって子どもさんの面倒を見るのがなかなか大変だったということは聞いております。ですので、今回のこのタイミングで少ししんどくなられたのかなとは思いますが、病気になっていたというような状況ではなかったというところでございます。

【赤木委員】 発作的にということではないのでしょうか。何かきっかけがあつて4年生の担任になって低学年から4年生になって手に負えなくなったことが引き金になって起こったということではないのでしょうか。判断は難しいと思いますけれども、こういう暴力をふるう教員に対して、管理職はもちろんすけれども周りの先生方の対応というのも少し考えた方がいいのではないかと。つまり、管理職だけではなくて周りの人たちも、専門家の研修を受けて学んだ方がいいのかなと思いました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第19号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うものである。被処分者は、小学校の校長で処分内容は、懲戒処分として減給1月とする。

事実の概要について、当該校長は、令和6年度における教職員への目標管理制度の期初面談を実施すべき職責を有していたにもかかわらず、故意にこれを怠った。また、期初面談を実施していないにもかかわらず実施した旨虚偽の記載をした目標管理シートを教育委員会事務局へ提出したというものである。発覚の経過について、(2)当該校長は、目標管理制度の期初面談を実施した旨、目標管理シートへ記し、期限である7月末までに提出した。(3)同年10月、同校の教職員から、期初面談が実施されていない旨、服務・監察グループあて通報があった。(4)当該校長へ通報内容を確認したところ、期初面談を実施していないことを認め、(5)提出した目標管理シートにおいて、期初面談を実施した旨虚偽記載した旨を認めた。(7)同年11月、服務・監察グループからの事情聴取に対し、当該校長は本件事案が事実であると認めた。当該教諭は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第20号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うもので、被処分者は、小学校の校長で処分内容」は、懲戒処分として減給1月とする。

事実の概要について、当該校長は、令和7年1月、勤務校から自転車で出張に行く道中で、勤務時間中に1回喫煙したというものである。校内全面禁煙等の周知状況については、当該校長は勤務時間中の喫煙禁止について了知していた。補足であるが、(1)令和7年1月16日、当該校長は、区校長会に出席するため、自転車で区役所に向かったが、(2)同校を出発してすぐ、上着のポケットにたばこが入っていることに気づき、自転車を運転しながら紙巻きたばこを1本喫煙したので、(3)同日、保護者から通報があり、1月22日に教育委員会事務局の事実確認において勤務時間中の喫煙を認めたものである。なお喫煙時間が2分間と1時間に満たないことから、職務専念義務違反による給料等の返還は行われない。当該校長は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告